

令和 7 年 2 月 28 日

稲城市議会議長
北浜 けんいち 殿

稲城市議会総務委員会
委員長 池田 英司

総務委員会特定所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査について、調査した結果を、次のように報告します。

記

1 調査事件名

避難所運営の諸課題について

2 調査の目的

自然災害が頻発する昨今、令和六年一月一日に新年を祝う元日の能登半島を襲った地震は記憶に新しく、その後、同地域は九月にも水害に見舞われ、未だ思うように復興が進まない現状である。

市においても日頃から防災訓練等を実施し、有事に備えているところであるが、先進市の事例等を調査・研究することで、避難所運営における諸課題等を整理し、我が街、稲城市における敏速な対応力を高め、効果的な避難所運営を行うため、調査を行う。

3 調査の経過

(1) 委員会開催等

①令和 5 年 6 月 22 日（木）

特定所管事務調査事項に、「避難所運営の諸課題について」を自主調査として追加事項とすることとした。

②令和5年7月24日（月）

市（消防本部防災課）から、避難所運営の現状について説明を受け、質疑を行なった。次回に視察先候補地及び視察事項を提案し、協議することとした。

③令和5年8月10日（木）

各委員から提案された視察先候補地及び視察事項を確認した。視察先及び日程については、正副委員長へ一任。

④令和5年9月13日（水）

各委員からの提案を基に、11月6日に福岡県福岡市、7日に福岡県久留米市、8日に熊本県熊本市を視察することに決定。

⑤令和6年1月30日（火）

各委員から、福岡県福岡市、福岡県久留米市、及び熊本県熊本市の視察の報告（意見・感想等）を発表。次回に視察先候補地及び視察事項を提案し、協議することとした。

⑥令和6年4月23日（火）

各委員から提案された視察先候補地及び視察事項を確認した。視察先及び日程については、正副委員長へ一任。

⑦令和6年9月12日（木）

各委員からの提案を基に、11月5日に兵庫県神戸市、6日に愛知県大府市、7日に静岡県島田市を視察することに決定。

⑧令和6年10月30日（水）

今後の進め方や日程について確認。

⑨令和7年1月15日（水）

各委員から、兵庫県神戸市、愛知県大府市、及び静岡県島田市の視察の報告（意見・感想等）を発表。報告書案の確認・修正はメールで行うこととした。

⑩令和7年2月3日（月）

報告書案を確定し、第1回定例会において報告することとした。

(2) 委員派遣

①令和5年11月6日(月)～8日(水)

福岡県福岡市、福岡県久留米市、及び熊本県熊本市に委員6名を派遣し、避難所運営の諸課題について、先進事例の行政視察を行った。

②令和6年11月5日(火)～7日(木)

兵庫県神戸市、愛知県大府市、及び静岡県島田市に委員7名を派遣し、避難所運営の諸課題について、先進事例の行政視察を行った。

4 各委員の感想・意見

① 避難所運営・設備について

- ・避難所の開設状況を避難者自らが情報を得ることができる「VACAN」のようなシステムの導入
- ・避難所の状況をリアルタイムに市民に周知している防災アプリについて、近隣市で導入されているサイボウズのアプリを活用することを考慮すべき
- ・「防災アプリ『ツナガル+』」のような混雑状況や、オストメイトトイレ等配慮が必要な方たちがスムーズに避難できるようなアプリ導入の検討
- ・避難所の安全確保の観点から、警備会社等への協力依頼
- ・民間企業と災害時の協定を結び、システムの導入や避難所の安全確保について検討
- ・避難所資材としての間仕切りや簡易ベッド等の更なる保管整備
- ・自助として「自分の命は自分で守る」ことを優先させるために、避難所に避難するだけではないことを周知することも大事
- ・避難所運営の主体者は市民や地域住民だという事を認識してもらう為の取り組みが必要
- ・避難所毎の職員の固定配置と日常的な運営会議の実施
- ・LP ガス災害対応バルクやトイレトレーラーについては利便性の観点から有効だと考えるが、費用やデメリットも考慮しつつ研究が必要
- ・トイレカーやトイレトレーラーカーについては購入費の7割が緊急減災・防災事業債が使え、返還が必要な3割分はクラウドファンディングが使える。これは令和7年度までの対応となっているため、それまでにクラウドファンディングの活用を含め検討を進める
- ・子供や女性が安心してトイレを利用するためのトイレカーの導入
- ・男女共同参画の視点の避難所運営
- ・避難所運営や災害対策における女性視点の強化、避難所の役割分担における性別固定化の解消の検討
- ・LGBTQの方への避難所の対応として誰でもトイレやプライバシーの配慮等、新たな避難所施設の整備していく事も重要

- ・様々な年代、立場、状況の市民が参加した避難所設置に関する意見を募集
- ・性的マイノリティ、高齢者、子育て家庭、障害のある方などへの多様な配慮

②ペットの避難について

- ・ペット避難の情報発信
- ・ペット避難のための広報宣伝物の作成
- ・ペット避難訓練の継続
- ・ペット同伴避難所の効果や必要性についての検討、獣医師会や動物愛護団体とのペットの防災対策についての話し合いの実施
- ・民間の施設を「ペット同伴避難所」として開設している点を参考にする
- ・ペット同伴避難は匂いや鳴き声等によるトラブルを避けるために、設置場所を別に分ける必要がある。稲城市にそういった場所をどの様に確保するのか課題を検討する
- ・ペットの同伴避難について、先進自治体や民間のケースも参考にしながら進めてほしい。

③防災計画・防災活動全般について

- ・性の多様性への対応、子供・妊婦・外国人・障害者・高齢者など災害弱者への配慮
- ・防災会議等へ女性やLGBTQの方々の割合を増やしたほうが良いと思う反面、プライバシーに配慮する方法については研究が必要
- ・女性目線の避難所運営のために、普段からの防災関係の組織や計画等で積極的に女性の声を取り入れていく事が必要
- ・防災会議における女性比率アップ対策の取組の実施
- ・防災計画や地域防災計画等に子どもや女性、LGBTQの視点を取入れることを明記すると共に、避難所における具体的な対応方法の検討
- ・市民のなかで災害時のリーダーとなれるような防災士の養成が必要
- ・公助だけでなく共助や自助による防災力を高めていくために地域のつながりや連携を深め、防災訓練等への参加を増やしていくための地域の防災リーダーのなり手の発掘や育成が必要
- ・防災意識の高い市民を増やすための防災リーダー養成講座の実施
- ・避難所生活支援リーダー/サポーター研修の実施
- ・さまざまな方法で市民の防災意識を高める取組の実施
- ・子供たち向けの防災訓練や体験企画の実施
- ・小中学生の時から防災意識を高めるために、子供が防災に興味をもつような様々な工夫

5 まとめ

<避難所運営・設備について>

- ① 避難所の開設状況、混雑状況をリアルタイムに発信でき、かつ、避難者にとって必要な避難所設備(オストメイトトイレ等)の情報も含め、避難者が自ら情報を得ることができるシステムの導入をすすめること。
- ② 安全・安心な避難所を目指し、避難所の警備を民間企業との災害協定締結により依頼するなど、官民連携の仕組みを推進すること。また、間仕切りや簡易ベッド等の必要な備蓄品の増強をはかり、長期にわたる避難生活も安心して過ごせる環境づくりに努めること。
- ③ 円滑な避難所運営のため、避難所毎の職員の固定配置と日常的な避難所運営会議の実施など地域住民との連携強化のための取組を推進すること。併せて、避難所運営の主体者は市民や地域住民だという事を認識してもらうための意識啓発を行うこと。
- ④ 能登半島地震でも実効性が示されたトイレカーの導入を検討すること。導入が可能な場合は、平時のイベント等での活用も視野に入れること。
- ⑤ 避難所運営や災害対策において、性別による役割分担の固定化を解消し、女性視点の強化を行うこと。また、性的マイノリティ、高齢者、子育て家庭、障害のある方などへの配慮を具体化すること。そのために、様々な年代、立場、状況の市民が参加した避難所運営に関する意見募集の実施などを検討すること。
- ⑥ 避難所運営、災害対策の設備の拡充については、国や東京都の補助金だけでなく、クラウドファンディングやふるさと納税などの活用も検討し、広い視野を持って財源確保をすすめること。

<ペット避難について>

- ① ペット避難について理解を促すため、ペット避難のための広報宣伝物の作成やペット避難訓練を継続して実施すること。
- ② ペット同伴避難所の効果や必要性について先進自治体や民間のケースも参考にしながら、獣医師会や動物愛護団体との意見交換を実施し、今後も研究を進めていくこと。

＜防災計画・防災活動全般について＞

- ① 地域防災計画等の策定において子供や女性、LGBTQ 等の視点を取り入れることを明記するとともに、避難所における具体的な対応方法について避難所設営・運営マニュアルの内容を見直すこと。また防災や避難所運営に関する会議等の委員について多様性に配慮した人材登用をすすめること。
- ② 公助だけでなく共助や自助による防災力を高めていくために地域のつながりや連携を深め、防災訓練等への参加を増やしていくための地域の防災リーダーのなり手の発掘や育成をすすめること。
- ③ 子供向けの防災訓練や体験企画の実施など、子供たちが防災意識を高めていけるよう防災に興味をもつような工夫が必要である。
- ④ 現在の避難所運営マニュアルや避難所設営マニュアルを簡略化した「避難所運営の手引き」を作成し、避難所設営・運営に対する意識啓発を図ること。

以上